

社会福祉法人 長寿の森

阿見翔裕園ヘルパーステーション 重要事項説明書

〔令和8年6月1日現在〕

当センターが提供するサービスについての相談窓口
TEL： 029-840-2881（月～金曜日 9：00～18：00）
サービス提供責任者：佐藤 幸子 吉田ゆかり
（ご不明な点は、お尋ねください。）

1 法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 長寿の森
代表者氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地	茨城県稲敷郡阿見町阿見5137
電話番号	029-840-2881

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	阿見翔裕園ヘルパーステーション
所在地	茨城県稲敷郡阿見町阿見5137
管理者	加川 武士
サービス種類	指定（介護予防）訪問介護及び介護予防訪問型サービス
介護保険指定番号	0873801492
サービス提供地域	阿見町・土浦市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

	運営基準人員
管理者	1名
サービス提供責任者	1名以上
訪問介護員	2.5名以上

(3) 営業日及び営業時間（サービス提供時間は(4)参照）

月曜日～金曜日	9:00～18:00
---------	------------

(4) サービス提供の時間帯

サービス提供は、月曜日～土曜日7:00～18:00です。他の時間についてはご相談ください。

※ 時間帯により料金が異なります。

連絡は、営業日及び営業時間帯の他、緊急時には連絡がつく体制にあります。

(電話029-840-2881)

3 訪問介護サービスの内容

(1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助サービス及び利用者と共に
行う自立支援のためのサービス。

排泄介助	トイレ及びポータブルトイレ介助、オムツ交換、後始末、失禁及び失敗への対応等。
食事介助	配膳、食事姿勢の確保、摂食介助、水分補給等。
清拭	清潔保持のための身体拭き、陰部洗浄等。
入浴介助	手浴及び足浴等の部分浴、全身浴の介助。浴室への移動、洗髪、洗身、使用物品の片づけ等
整容介助	日常的な身繕いの整え（洗面、口腔ケア、爪切り、耳そうじ、髪の手入れ、簡単な化粧等。）
着衣介助	着替えの準備、手伝い。
体位交換	体位の変換、安楽な姿勢の確保等。
起床・就寝介助	ベッドからの移動及びベッドへの移動介助、布団の片付け等。
移乗・移動介助	車椅子への移動の介助、補装具等の確認。
通院・外出介助	病院等の目的地への移動の介助。
服薬確認	配剤された薬の確認、服薬の手伝い、後片付け等。
自立生活支援、重度化防止の為の見守りの援助	自立支援、ADL 日常生活動作、IADL 手段的日常生活動作、QOL 生活の質向上の観点から、安全確保しつつ、常時介護できる状態で行う見守り等。

(2) 生活援助

日常生活の援助。利用者ご本人やご家族が行うことが困難な場合に行われる、本人の代行的サービス。

掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け。
洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥、取り入れ、収納等。
ベッドメイク	ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等。
衣類の整理・被服の補修	衣類入れ替え、ボタン付け、破れの補修等。
調理	一般的な調理、配膳、片付け。
買い物	日用品の買い物、品物及び釣銭の確認。
薬の受け取り	薬の受け取り。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1割、2割又は3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

〔介護予防訪問型サービス料金表〕（自己負担額／月あたり）

厚生労働大臣が定める基準案、市町村独自に定められるため、阿見町、土浦市の定めるところの料金となります。

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
			1割	2割	3割
介護予防 訪問型 サービス費Ⅰ	週1回程度の利用が 必要な場合 (要支援1・要支援2)	12,006円	1,201円	2,402円	3,602円
介護予防 訪問型 サービス費Ⅱ	週2回程度の利用が 必要な場合 (要支援1・要支援2)	23,983円	2,399円	4,797円	7,195円
介護予防 訪問型 サービス費Ⅲ	Ⅱを超える利用が 必要な場合 (要支援2)	38,052円	3,805円	7,610円	11,415円

〔訪問介護料金表—基本料金・通常時間〕 特定事業所加算(Ⅱ)算定

サービスの内容 1回あたりの 所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
			1割	2割	3割
身体 介護	20分未満	1,827円	183円	366円	549円
	20分以上 30分未満	2,736円	274円	548円	821円
	30分以上 1時間未満	4,349円	435円	870円	1,305円
	1時間以上 1時間30分未満	6,371円	638円	1,275円	1,912円
生活 援助	20分以上 45分未満	2,011円	202円	403円	604円
	45分以上	2,470円	247円	494円	741円

(注1)「身体介護」及び「生活援助」において、ご利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

〔その他加算〕

加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,042円	204円	408円	612円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,021円	102円	204円	306円
生活機能向上連携加算	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成(変更)する場合(1月につき)	1,021円	102円	204円	306円

〔厚生労働大臣が定める一定の要件を満たすために算定〕

特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位に10%加算
介護職員等処遇改善加算Ⅰ・ロ	利用単位×0.287

☆単位数単価 事業所所在地阿見町は1単位 10.21円となります。

- ※ 利用料金について、サービス利用総単位数に所定の加算率をかけることにより、一円未満の四捨五入や切り捨てを行う為、利用回数等によって若干の誤差を生じる場合があります。
- ※ 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)定められた目安の時間を基準とします。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域(阿見町、土浦市)にお住まいの方は無料です。サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- ・事業所の実施地域を越える地点から、10km未満 300円
- 10km以上 300円に1kmごとに20円加算

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

① ご利用日の前営業日の午後6時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の午後6時までにご連絡がなかった場合	2,000円

※ 但しご利用者の急な様態変化・入院の際はこの限りではありません。

(4) 利用料金のお支払方法

(1)～(3)について、料金表に基づいて計算し、月末締め翌月にご請求いたします。

請求書がお手元に届きましたら、当法人の定める支払い方法によりお支払いください。領収書を発行いたします。

(5) その他

- ① ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はご利用者のご負担になります。
- ③ 有料駐車場等が必要な場合は、駐車場の手配をお願い致します。またサービス提供時間にかかる駐車料金は、ご利用者のご負担になります。
- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ 誠に恐縮ではございますが、職員へのお心遣いをご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当センターの都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します。）
 - ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立又は要支援〕と認定された場合
 - ・ご利用者が亡くなられた場合
- ④ 契約解除
 - ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人の経営が困難になった場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族の方などが、当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当センターにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

⑤ その他

- ・ご利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問介護サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ・ご利用者に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ・医療行為
- ・ご利用者またはご家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かり等の金銭に関する取扱い
- ・ご利用者以外の家族のためのサービス提供
- ・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、ペットの世話など）
- ・日常的に行われる家事の範囲を超えるもの（家具・電気器具類の移動・修繕・模様替え、大掃除・窓のガラス磨きなど）

6 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対する居宅介護支援のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該ご利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 事業者は、万が一の事故発生に供えて、社会福祉施設総合損保保障「しせつの損害補償」に加入しています。

7 高齢者虐待防止

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生、その再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施します。

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族及び居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。（契約書に定める連絡先へ連絡対応を行います）

9 サービス内容に関する苦情

- (1) 当センターお客様相談・苦情窓口
受付時間 午前9：00～午後6：00（土・日曜日除く）
TEL 029-840-2881
担当者 佐藤幸子 吉田ゆかり（サービス提供責任者）
責任者 加川 武士（管理者）

(2) その他（行政機関）

① 阿見町相談・苦情等窓口

阿見町役場 高齢福祉課
受付時間 午前8時30分より午後5時15分まで（土日・祝日・年末除く）
住所 〒300-0332 稲敷郡阿見町中央1丁目1番地1号
TEL 029-888-1111 FAX 029-887-9560

② 土浦市相談・苦情等窓口

土浦市役所 高齢福祉課
受付時間 午前8時30分より午後5時15分まで（土日・祝日・年末除く）
住所 〒300-0038 土浦市大和町9番地1号
TEL 029-826-1111 FAX 029-825-5066

③ 茨城県国民健康保険団体連合会

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室
受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）
住所 〒310-0852 水戸市笠原町978-26 市町村会館3階
TEL 029-301-1565 FAX 029-301-1579

④ 茨城県社会福祉協議会

茨城県運営適正化委員会
受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）
住所 〒310-8566 水戸市千波町1918
TEL 029-305-7193

10 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

(1) 利用者アンケート調査、意見箱等利用者意見等を把握する取組の状況…なし

実施した年月日	なし
当該結果の開示状況	なし

(2) 第三者による評価の実施状況…なし

実施した年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
当該結果の開示状況	なし

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

<事業所> 社会福祉法人 長寿の森
阿見翔裕園ヘルパーステーション

<住所> 茨城県稲敷郡阿見町阿見5137

<説明者> 職 名 サービス提供責任者

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

<住所> _____

<氏名> _____ 印

代理人

<住所> _____

<氏名> _____ 印

(利用者との続柄)